

リサイクル法に関する京都府指針の概要

第1 基本的方向

基本理念

- ・循環型社会経済システムの構築。排出抑制、再使用、再資源化の促進を図る。
 - 関係者の役割（適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ参加）
 - 〔発注者〕 分別解体等の届出等、元請業者に対する分別解体等の指示
 - 〔元請業者〕 分別解体等、再資源化等の適正な実施等
 - 〔府〕 情報提供、知識の普及啓発の推進 など
 - 「分別解体等」「再資源化等」の実施の確保
 - ・「分別解体等」...分別解体基準（省令）の周知
 - ・「再資源化等」...届出対象外の小規模工事についても再資源化の努力
 - ・「府の現状と予想」...将来とも再資源化施設能力が排出量を上回ることが予想される。
- 対象建設工事の規模に関する基準（政令と同じ） 指定建設資材廃棄物の

建築物解体	延床面積	80m ² 以上	建設発生木材	5.0km以内
建築物新築・増築	延床面積	500m ² 以上	（特段の事情がない限り再資源化）	
建築物他の工事	工事費	1億円以上		
他の工作物工事	工事費	500万円以上		

第2 排出抑制のための方策

○排出抑制の必要性

- 再資源化施設能力に余裕の少ない建設発生木材等について発生抑制に努める。
- 関係者の役割
- 〔発注者〕〔元請業者〕等
- 各関係者の段階で長期使用を検討するなど排出抑制に努める。
- 〔府〕 排出の抑制に率先して取り組む。



第3 再資源化等に関する目標の設定、その他再資源化等の推進のための方策

特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

- ・H22の再資源化等率、建設発生木材は95%、**コンクリート・アスファルトは96%**、府事業についてはH17までに100%を目指す。

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等を推進するにあたり、具体的方策を示す。
- ・再資源化施設の稼働状況等、情報提供に努める。

第5 意義に関する知識の普及

- ・教育、広報、講習会などを通して、再資源化等に関する知識の普及を図る。

第6 その他分別解体等及び再資源化等の促進に関する重要事項

- 分別解体等及び再資源化等に関する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項
- ・発注者は費用負担の必要がある。
- ・府民に対し適正負担に対する理解と協力を得よう努める。
- 各種情報の提供等に関する事項
- ・府は再資源化施設の稼働情報、解体工事業企業情報等の提供をする。
- 分別解体等及び建設廃棄物の処理等における有害物質の発生抑制に関する事項
- ・フロン類、アスベスト等有害物質は関係法令に従って処理する必要がある。



第4 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

関係者の役割

- 〔発注者〕〔工事施工者〕等
- 再資源化により得られた資材の利用促進
- 〔府〕 情報提供、普及啓発 など
- 公共事業での率先利用（府の事業での率先利用）
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた物の利用の推進（リサイクル原則化ルール）
- ・建設発生木材の再資源化により得られた物の利用の推進（木製再生ボード、再生木質マルチング材等）
- リサイクル原則化ルール（再生骨材等の利用）：工事現場から一定距離（40km）の範囲内に再資源化施設がある場合、品質等を考慮した上で、原則としてこれを利用するルール。再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物において規定されている。

